

第 24 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 6 月 24 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 28 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口	秀夫
	12番	菊地	匡			

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
報告第 3 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 号	現況証明願について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村	一久
事務局次長	野田	勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎	強
事務局事務係主事	本間	龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 24 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、9 番の竹田安宏委員と 10 番の高橋宏吉委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

事務局

報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。では報告第 1 号をご説明いたします。

今回は 3 件ございますが、全て農業者年金住所変更・訂正届でございます。

1 件目は、[] に赤平市から転入された [] から 5 月 25 日に届出があったものです。

2 件目は、[] に同じ富平地域内から転居された [] から 5 月 30 日に届出がありました。

3 件目は、[] に新十津川町から転入された [] から、6 月 13 日に届出があったものです。

以上 3 件は、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

会長
全員
会長
全員
会長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第 2 号をご説明いたします。

これは、使用貸借の合意解約を報告するものです。まず、貸主は []、借主は [] と住所が同じで息子さんにあたり []、土地の表示は北光 365 番 2、地目は公簿が畑で現況が田、面積 30,869 m²、以下、記載のとおり合計 8 筆、67,180 m²、契約の内容は、農地法第 3 条に基づく使用貸借で、期間は昭和 63 年 10 月 25 日から令和 10 年 10 月 24 日までの 40 年間でした。合意が成立した日は 6 月 2 日、土地の引渡しは本日で。

この案件は、[] が昭和 63 年に 60 歳を迎えたことを機に、[] へ農地を使用貸借して経営を譲っていたところですが、この度、[] も経営を退くことを決めて、新たな受け手に賃貸借することにしたものでございます。その賃貸借は議案第 2 号でご提案いたします。

以上、報告第 2 号のご説明とします。よろしくをお願いいたします。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 3 号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第 3 号をご説明いたします。

今回は「[REDACTED]」の1件です。別添1の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧くださいと思います。

この確認書の順に見ていきますと、経営面積は田が18.8 haで畑0.2 ha、法人形態は株式会社で農地所有適格法人になり得る法人形態です。次の事業の種類は、水稻とそばを生産しており、関連事業やその他の事業は無く売上高は全て農業ですから、売上高の過半が農業によるという要件を満たしています。次に構成員数ですが、議決権を持つ構成員は1人で農業の常時従事者となっていますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件も満たしています。最後に、裏面の業務執行役員数に関してですが、業務執行役員は1人で、農作業に常時従事していますので、過半が農業の常時従事者である要件も満たしています。以上のとおり、「[REDACTED]」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

では、ご説明いたします。

出し手・譲渡人は [REDACTED]、

受け手・譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]、受け手の経営面積は、田が10,579.77 m²、畑が8,774 m²の、計19,353.77 m²、労働力は1名です。対象となる土地の表示は、空知太483番1、地目は公簿が畑で現況が田、面積487 m²、以下、記載のとおり合計7筆、2,962 m²です。図面は第1号図に示しているのとおりで、法律関係は売買でございます。

まず、この申請に至った理由ですが、出し手の方は「相続で取得したが耕作する予定はなく、農地を手放したいと考えていたため」、受け手の方は「規模拡大のため」とのことでございます。

次に、受け手の住所が札幌市内となっていることについて、市外の在住者であっても市内の農地の取得は可能ですが、慎重に考える必要があります。そこで、別添2の調査書で確認したいと思います。第一号の全部効率要件を満たすか否か、つまり対象農地を実際に耕作できるか否か判定することになります。確認内容を見ますと、受け手の住所は札幌市内ですが、受け手は従前より砂川市内に通いながら、申請地の隣で農業経営と会社経営を行っております。また、昨年までの約10年間、申請地の管理作業、草刈りや耕起は、出し手から受け手に委託されて行われてきました。こうした状況や、受け手が保有している農機具、これまでの営農実績から見て、受け手は申請地、2,962 m²という小さい面積、またそばを作付け予定としていることを考慮すれば、申請地全てを効率的に耕作することが可能と考えられます。その他の要件も記載のとおり満たしているため、決定できる案件でございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長
渡部委員
菊地委員
渡部委員

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

[REDACTED]の年齢は。

私と同じで [REDACTED]、同級生です。

図面に出ている [REDACTED] というのが、受け手の会社。

事務局
会長
全員
会長
全員
会長

そのとおりです。
その他、皆さんからご質問・ご意見ございませんか。
なし。
特にご質問・ご意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず1番を審議します。この案件は[]の親族が出し手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、[]にはご退席をお願いします。審議後は、ご着席くださいますようお願いいたします。

< [] が退席 >

それでは、事務局より説明願います。

事務局

では、ご説明いたします。

計画番号は令和4年度貸第4号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の大原睦生さん、出し手・貸主は、[]、[]、受け手・借主は[]、[]、農地の所在等は北光365番2、地目は公簿が畑で現況が田、面積30,869㎡、以下、記載のとおり合計8筆、67,180㎡、対価は双方の話し合いにより年額163,200円、これは水張面積に単価4,000円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和14年12月31日までの10年7か月、法律関係は賃貸借、図面は第2号図、要件確認は、別添3のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

この賃貸借に至った経緯は、報告第2号でご説明したとおり、[]から[]に農地を使用貸借していましたが、[]も経営を退くこととなり、新たに[]へ賃貸借しようとするものでございます。

以上、1番のご説明といたします。よろしく願いいたします。

会長

只今、議案第2号の1番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員
会長
全員
会長

なし。
特にご質問・ご意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め決定することといたします。

それでは、ここで[]に着席していただきます。

< [] が着席 >

それでは、続きまして、議案第2号の2番を事務局より説明願います。

事務局

では、2番をご説明いたします。

計画番号は令和4年度貸第5号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の菊地匡さん、出し手・貸主は、[]、[]、受け手・借主は[]、[]、農地の所在等は一の沢74番3の内、地目は公簿が原野で現況が畑、面積2,864㎡、以下、記載のとおり合計3筆、14,250㎡、対価は双方の話し合いにより年額50,000円、これは地積に単価3,500円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和4年12月31日までの7か月、法律関係は賃貸借、図面は第3号図、要件確認は別添4の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

この案件に至った経緯ですが、実は平成21年から23年にかけても同様に賃

貸借が行われて、その後は耕作されていませんでしたが、受け手が乳牛の飼料を増産したいとの意向を持っており、調整の結果、再び対象農地を借りることになったものです。

以上、2番のご説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

会長 只今、議案第2号の2番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませぬか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第3号「現況証明願について」事務局より説明願ひします。

事務局 ではご説明いたします。1件のみでございませぬ。

願出者および土地所有者は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX、土地の表示は西1条北16丁目41番10、地目は公簿で田となっており、面積は36㎡の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は6月15日に関係委員に確認を願ひしており、図面は第4号図に示してあります。

この土地の状況ですが、36㎡の中に一般住宅や車庫が建っておりますし、住宅に付随する通路や庭としても利用されております。相当以前からこのように農地ではありませんが、登記地目が「田」となっておりますので、この度、地目変更登記のため現況証明願が出されたものです。以上です。

会長 只今、議案第3号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませぬか。

井上委員 地目は何に変わるのかな。宅地。

事務局 農業委員会は農地以外であることを証明する訳ですが、登記の地目を決めるは法務局です。たぶん、この状況ですと、宅地になるのかなと思ひます。

井上委員 分かりました。

渡部委員 この現況証明をやらなかったらどうなるの。

事務局 登記地目が田や畑のままになっていると、例えば、売買や贈与をする時に、法務局で所有権移転ができなくなってしまうんです。農地は基本的に農業者にしか売れませんので、農地法に基づく3条や5条の許可書などが必要になります。そこでまず、登記地目を変更して農地以外にしてから、所有権を移転することになります。現況証明は多くの場合、土地の売買にあたって、地目が田・畑になっていることが判明して、そのままだと所有権移転ができない、まずは地目を変更しよう、そのために現況証明を取る、そして地目を変更する、その後所有権を移転する、こういう流れが一般的です。

渡部委員 そういうことね。

会長 その他、皆さんから質問・意見ありませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め本件を証明することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませぬか。

全員 なし。

会長 特に無いようですので、続いて「その他」に入ります。まず事務局より説明願ひします。

事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 一般社団法人北海道農業会議第93回総会（会長）
 - ・日時 6月15日（水）
 - ・場所 北海道自治労会館（札幌市）
 - ・出席者 関尾会長

3. 令和4年度市町村農業委員会事務局長研修会（事務局）
 - ・日時 7月7日（木）
 - ・場所 第二水産ビル（札幌市）
 - ・出席者 中村事務局長

4. 令和4年度第1回砂川市農地銀行理事会（事務局）
 - ・7月25日（月）、定例総会終了後に開催します。

5. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、6月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。

6. ■■■■■解散や水活見直し等により懸念される耕作放棄の対策（事務局）

7. 協議会報告（協議会長）

会長

それでは、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は7月25日、月曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。



会 長

署名委員

署名委員